県 政 経 営 会 議 資 料 令和4年(2022年)6月21日 総 務 部 税 政 課

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 個人県民税

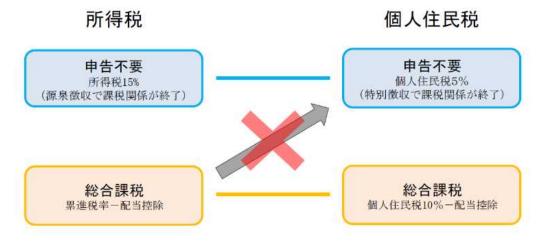
ア 住宅ローン控除について、令和7年入居分まで延長する等所要の措置を講ずる。

【現行】 【改正(案)】

居住年	平成26年4月~令和3年12月	令和4年~令和7年
控除期間	10年	13年(既存住宅等は10年)
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の	所得税の課税総所得金額等の
	2.8% (最高 5.46 万円)	2% (最高 3.9 万円)

[※]減収額は、地方特例交付金により全額国費補てん

イ 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の 措置を講ずる。



ウ 上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除について、適用要件を所得税と 一致させる等所要の措置を講ずる。

(2) 不動産取得税

ア 住宅に係る課税標準の特例措置または住宅用地に係る税額の減額措置について、 これらの特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該 当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとする。

- イ 不動産取得税に係る申告について、次の措置を講ずる。
 - (ア) 不動産を取得した者は、不動産取得の日から 60 日以内に不動産登記の申請をした場合は、不動産取得の申告書の提出を要しないものとすること。
 - (4) (7)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得の申告書を提出させることができることとすること。

(3) 自動車税

身体障害者等に関する環境性能割および種別割の減免に係る申請における身体障害 者手帳等および運転免許証の提示について、これらの写しの提出によることができる こととする。

(4) その他必要な規定の整備

3 施行期日

公布日。ただし、2(1)アは令和5年1月1日、2(2)イは令和5年4月1日、2(1)イ・ウは令和6年1月1日。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、個人の県民税、不動産取得税および自動車税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

- ア 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民税および 居住年が令和7年であるものまで延長する等所要の措置を講ずることとします。(付則第 5条の4の2関係)
- イ 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置 を講ずることとします。(第21条の4および付則第11条の2関係)
- ウ 上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除について、適用要件を所得税と一致 させる等所要の措置を講ずることとします。(付則第14条の2の6関係)

(2) 不動産取得税

- ア 住宅に係る課税標準の特例措置または住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することとします。(第39条の2および第39条の12関係)
- イ 不動産取得税に係る申告について、次の措置を講ずることとします。(第39条の7関係)
 - (ア) 不動産を取得した者は、当該取得について、不動産取得の日から60日以内に不動産 登記法(平成16年法律第123号)の規定により表示に関する登記または所有権の登記の 申請をした場合(同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、不動産取 得税に係る申告を要しないものとすること。
 - (4) (7) の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、 不動産を取得した者に、不動産取得税に係る申告をさせることができることとするこ と。

(3) 自動車税

身体障害者等に関する環境性能割および種別割の減免に係る申請における書類等の提示 について、当該書類等の写しの提出によることができることとします。(第73条の3および 第73条の14関係)

3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(1)アは令和5年1月1日から、2(2)イは令和5年4月1日から、2(1)イおよびウは令和6年1月1日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととします。

旧

第1条から第21条の3まで 省略

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する特定配当等 第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する確定申告書 申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定 配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額 を課された場合または法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎 となった特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20まで の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額また は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20 条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第22条から第23条の3まで 省略

(個人の県民税に係る扶養親族申告書)

- |第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告 | 第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告 書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町 民税に係る扶養親族申告書 と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県 民税に係る扶養親族申告書を、同条に規定する給与支払者を経由して、 当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出し なければならない。
- |2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出 |2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出 しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金 等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受 ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、

新

第1条から第21条の3まで 省略

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定 配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額 を課された場合または法第32条第15項に規定する確定申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎 となった特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20まで の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額また は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20 条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第22条から第23条の3まで 省略

(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)

- 書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町 民税に係る扶養親族等申告書と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県 民税に係る扶養親族等申告書を、同条に規定する給与支払者を経由して、 当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出し なければならない。
- しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金 等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受 ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納 税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計

扶養親族(控除対

象扶養親族

を除く。)を有す

る者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族申告書 と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族申告書 を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出し なければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

第24条から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略 2から4まで 省略 (新設)

|5 前項 の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併|6 第4項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併 せて申告しなければならない。

(1)から(3)まで 省略

- |6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項 の申告|7 第3項の規定の適用を受けようとする者が、第4項および前項の申告を とを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。
- の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適しの適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適 用があるべき旨および第5項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提 用があるべき旨および第6項各号に掲げる事項を付記した当該申告書を提 出することにより、第4項および第5項の申告に代えることができる。こ

を一にする配偶者(退職手当等(第27条の2に規定する退職手当等に限る。 以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金 額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)または扶養親族(控除対 象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有す る者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族等申告 書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族等申告 書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出し なければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

第24条から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2から4まで 省略

- |5 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の 取得が第1項または第3項に規定する要件に該当すると認められるとき は、前項の規定にかかわらず、第1項または第3項の規定を適用すること ができる。
- せて申告しなければならない。
- (1)から(3)まで 省略
- をしようとするときは、当該住宅が第3項の規定に該当する住宅であるこ しようとするときは、当該住宅が第3項の規定に該当する住宅であること を明らかにする書類を知事に提出しなければならない。
- |7 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項または第3項の規定|8 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項または第3項の規定 出することにより、第4項および第6項の申告に代えることができる。こ の場合において、第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書 の場合において、第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書

に前項の書類を添付しなければならない。

8から17まで 省略

第39条の3から第39条の6まで 省略

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)

掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、 知事に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 省略

(新設)

- |2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前項 の規|3 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前2項の規 定によって提出すべき申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を 課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添 付しなければならない。
- 3 省略

第39条の8から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2 および3 省略

(新設)

に前項の書類を添付しなければならない。

9から18まで 省略

第39条の3から第39条の6まで 省略

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)

|第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に|第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、 知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当 該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示 に関する登記または所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定に より当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

- 2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収につ いて必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する 申告書を提出させることができる。
- 定により提出する 申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を 課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添 付しなければならない。

4 省略

第39条の8から第39条の11まで 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2 および3 省略

|4 前3項の規定による納税者の申請がない場合においても、当該土地の取 得がこれらの規定に規定する要件に該当すると認められるときは、これら

|4 十地を取得した者が当該十地を取得した日から1年以内に当該十地に隣|5 十地を取得した者が当該十地を取得した日から1年以内に当該十地に隣 接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一 の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得し た日とみなして前3項 の規定を適用する。

5 省略

(新設)

- せて申告しなければならない。
- (1)から(4)まで 省略
- | 7 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項 の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)
 - (2) 省略
- |8 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項、第2項または第3||0 第39条の7に規定する申告書を提出する者で第1項、第2項または第3| 項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの 規定の適用があるべき旨および第6項各号に掲げる事項を付記した当該申 告書を提出することにより、第5項および第6項の申告に代えることがで きる。この場合において、第2項または第3項の規定の適用を受けようと する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申 告書に添付しなければならない。
 - (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第6項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)

の規定による不動産取得税の減額をすることができる。

- 接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一 の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得し た日とみなして第1項から第3項までの規定を適用する。
- 7 前項前段または同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の 取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるとき は、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用する。
- |6 前項 の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併|8 第6項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併 せて申告しなければならない。
 - (1)から(4)まで 省略
 - 9 第2項または第3項の規定の適用を受けようとする者が、第6項および 前項の申告をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第7項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)
 - (2) 省略
 - 項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの 規定の適用があるべき旨および第8項各号に掲げる事項を付記した当該申 告書を提出することにより、第6項および第8項の申告に代えることがで きる。この場合において、第2項または第3項の規定の適用を受けようと する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を当該申 告書に添付しなければならない。
 - (1) 第2項の規定の適用を受けようとする者 第39条の2第7項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)

- (2) 省略
- |9 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載し||1 第1項または第2項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載し た申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の 規定に該当することを証明するに足る書類(第7項第1号または第39条の 2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1)から(4)まで 省略
- げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明する に足る書類(第7項第2号または第39条の15の2第2項の規定により既に 提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付して知事 に提出しなければならない。
 - (1)および(2) 省略
- |11 第4項および第5項に定めるもののほか、特例適用住宅に第39条の2第||13 第5項および第6項に定めるもののほか、特例適用住宅に第39条の2第 2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項か ら第3項までの規定の適用に関しては、施行令第39条の3に定めるところ による。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予) 第39条の13 省略

- 2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該土 2 前項の徴収猶予を受けようとする者は 地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について前条 の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載 した申請書に同条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当 することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならな V)
 - (1)から(6)まで 省略

第39条の14および第39条の15 省略

(2) 省略

た申請書に第1項各号または第2項各号に掲げる場合に応じ、当該各号の 規定に該当することを証明するに足る書類(第9項第1号または第39条の 2第7項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類 を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

- |10 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲||12 第3項の減額の申請をする者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲 げる事項を記載した申請書に第3項各号の規定に該当することを証明する に足る書類(第9項第2号または第39条の15の2第2項の規定により既に 提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付して知事 に提出しなければならない。
 - (1)および(2) 省略
 - 2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項か ら第3項までの規定の適用に関しては、施行令第39条の3に定めるところ による。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予) 第39条の13 省略

した申請書に前条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当 することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならな

、次に掲げる事項を記載

(1)から(6)まで 省略

第39条の14および第39条の15 省略

V)

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等) 第39条の15の2 省略

2 および3 省略

- 4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該住 宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1 項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記 載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけ ればならない。
 - (1)から(5)まで 省略
- 5から8まで 省略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等) 第39条の16 省略

2 および3 省略

- |4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不|4 前項の徴収猶予を受けようとする者は 動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について 第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次の各号に掲げ る事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に 提出しなければならない。
- (1)から(7)まで 省略
- 5から8まで 省略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第39条の16の2 省略

2 および3 省略

|4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不|4 前項の徴収猶予を受けようとする者は 動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について 第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等) 第39条の15の2 省略

2 および3 省略

4	前項の徴収猶予を受けようとする者は	
---	-------------------	--

、次に掲げる事項を記

載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけ ればならない。

- (1)から(5)まで 省略
- 5から8まで 省略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の16 省略

2 および3 省略

、次の各号に掲げ

る事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に 提出しなければならない。

- (1)から(7)まで 省略
- 5から8まで 省略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第39条の16の2 省略

2および3 省略

次の各号に掲

げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であ ることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)から(6)まで 省略

5から8まで 省略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第39条の16の3 省略

2および3 省略

|4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は、第39条の7の規定によ|4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は り当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税 について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲 げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公 共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知 事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5 省略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務 の免除等)

第39条の16の4 省略

2 および3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする農地中間管理機構は、第39条の7の規 4 前項の徴収猶予を受けようとする農地中間管理機構は 定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取 得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添 付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5および6 省略

げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であ ることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5から8まで 省略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第39条の16の3 省略

2 および3 省略

げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公 共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知 事に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 省略

5 省略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務 の免除等)

第39条の16の4 省略

2 および3 省略

の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添 付して知事に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

5 および 6 省略

第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用 7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用

する。

省略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除

第39条の16の5 省略

|2および3 省略|

- 4 前項の徴収猶予を受けようとする土地改良区は、第39条の7の規定によ 4 前項の徴収猶予を受けようとする土地改良区は り当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税 について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の 各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動 産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけれ ばならない。
- (1)から(4)まで 省略

5および6 省略

- する。
- 8 省略

第39条の17から第58条の23まで 省略

(自動車税に関する用語の意義)

- 第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 省略
 - (2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第147条第1号イに規 定するエネルギー消費効率をいう。

する。

8 省略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除

第39条の16の5 省略

2 および3 省略

各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動 産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけれ ばならない。

- (1)から(4)まで 省略
- 5および6 省略
- 7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用 7 第39条第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用 する。
 - 8 省略

第39条の17から第58条の23まで 省略

(自動車税に関する用語の意義)

- 各号に定めるところによる。
- (1) 省略
- (2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギ ーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規 定するエネルギー消費効率をいう。

第60条から第73条の2まで 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害 の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この 場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に 規則で定める書類および運転免許証を提示しなければ

ならない。

第73条の4から第73条の13まで 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由 が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2 月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73 条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または 当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによって税金 を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じ た場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度 の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす る理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定め る書類および運転免許証を提示しなければ

ならない。

(1)から(6)まで 省略

第60条から第73条の2まで 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

|2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第|2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第| 1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつては、災害 の日から10日以内) に規則で定める様式による申請書に減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この 場合において、同項第2号に該当するときは、当該申請書の提出と同時に 規則で定める書類および運転免許証を提示し、またはこれらの写しを提出 しなければならない。

第73条の4から第73条の13まで 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

|2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて|2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて| 徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由 が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2 月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73 条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または 当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金 を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じ た場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度 の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす る理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定め る書類および運転免許証を提示し、またはこれらの写しを提出しなければ ならない。

(1)から(6)まで 省略

3から5まで 省略

第73条の15から第146条まで 省略

付 則

第1条から第5条の4まで 省略

- 第5条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税 第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税 に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41 条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合に限 る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲 げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る 場合には、零とする。) の5分の2に相当する金額(以下この項において 「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を 適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額 の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合に は、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えると きは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。
 - (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項 から第5項までもしくは第10項から第17項までもしくは第41条の2また は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措 置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年ま たは平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有す る場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計

3から5まで 省略

第73条の15から第146条まで 省略

付 則

第1条から第5条の4まで 省略

- に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41 条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限 る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲 げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る 場合には、零とする。) の5分の2に相当する金額(以下この項において 「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を 適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額 の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合に は、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えると きは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。
- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項 から第5項までもしくは第10項から第19項までもしくは第41条の2また は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措 置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年ま たは平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有す る場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計

算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 省略

2および3 省略

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から6まで 省略

第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日 中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平 成20年法律第87号) 第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅 の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6 年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1. 300万円」とする。

8から11まで 省略

- |12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109||2 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109 条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未 利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適 正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進 事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令 附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土 地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該 取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の 価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。
- 42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平

算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 省略

2 および3 省略

第5条の5から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から6まで 省略

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条 第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日 までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項」までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項 中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平 成20年法律第87号) 第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅 の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6 年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1, 300万円」とする。

8から11まで 省略

- 条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未 利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適 正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進 事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令 附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土 地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該 取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の 価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。
- |13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第||13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第 42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平

成11年法律第18号) 第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第1 7条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲 受けが記載されているものに限る。) に従つて行う当該事業の譲受けによ り施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該 不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、 当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価 格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

年法律第64号) 第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定す る認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項 に規定する医療機 関の再編の事業により政令で定める 不動産を取得し た場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限 り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

- 省略
- に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに 当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合におい て、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条 第1項に規定する施設(以下この条および第39条の15第1項において「施 設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号 または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号 の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、

成11年法律第18号) 第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第1 7条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲 受けが記載されているものに限る。) に従って行う当該事業の譲受けによ り施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該 不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、 当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価 格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

|16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元||16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元 年法律第64号) 第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定す る認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機 関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得し た場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準 の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限 り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

- 2 省略
- 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得 3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得 に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに 当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合におい て、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条 第1項に規定する施設(以下この条および第39条の15第1項において「施 設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号 または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号 の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、

同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の 日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあ つては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける 土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条 の15の2第1項の規定に該当することとなった目前に行われたものに限 る。) にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取 得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「こ れら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当 該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、「次に掲げる」 とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2 項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者 の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得し た施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第 1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、 第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項 第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、 「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるの は「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4から6まで 省略

取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税 額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の 還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の 取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業 者による同項に規定する改修工事対象住宅(以下この条および第39条の15 第1項において「改修工事対象住宅」という。)の取得に対して」と、「前 条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第 5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつて は当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける十

同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の 日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあ つては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける 土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条 の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限 る。) にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取 得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「こ れら」とあるのは「同項」と、同条第2項中

「次に掲げる」

とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2 項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者 の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得し た施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第 1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、 第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項 第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、 「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるの は「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4から6まで 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物 | 7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物 | 取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税 額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の 還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の 取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業 者による同項に規定する改修工事対象住宅(以下この項および第39条の15 第1項において「改修工事対象住宅」という。)の取得に対して」と、「前 条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第 5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつて は当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土 地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定 の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同 項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準 不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとな った日前に行われたものに限る。) にあつては当該土地の取得の日から6 月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあ るのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、 同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前 条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知 事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号、第2項第1号または 第3項」とあるのは「同項」と、第39条の14 中「第39条の12 第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第 5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」 と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは 「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項 中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替える ものとする。

8および9 省略

|10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物||10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物 取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税 の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収 金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土 地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取 引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この条お よび第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取 得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあ るのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受け る土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の 規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同

地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定 の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同 項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準 不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとな った日前に行われたものに限る。) にあつては当該土地の取得の日から6 月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあ るのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、 同条第2項中

「次に掲げる」とあるのは「知 事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または 第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の14中「第39条の12 第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第 5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」 と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは 「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項 中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替える ものとする。

8 および 9 省略

取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税 の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収 金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土 地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取 引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項お よび第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取 得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあ るのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受け る土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の 規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同 条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日 から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土 地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規 定に該当することとなった目前に行われたものに限る。)にあっては当該 土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」 と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」 とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修 工事対象住宅用地」と、「前条」とあるのは「付則第9条第8項」と、「次 に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第 1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「同項 第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」 とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とある のは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第 1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあ るのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要 であると認める」と読み替えるものとする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例) 第9条の2 省略

- 2 省略
- 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2│3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2 第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条 第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金も しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定す る交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第 39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場 合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合にお いて、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該 価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定し

条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日 から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土 地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規 定に該当することとなった目前に行われたものに限る。)にあっては当該 土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」 と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」 とあるのは「同項」と、同条第2項中

に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第 1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、 第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」 とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とある のは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第 - 1 号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあ るのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要 であると認める」と読み替えるものとする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

- 第9条の2 省略
- 2 省略
- 第10項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条 第12項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金も しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第13項に規定す る交換分合により失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第 39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場 合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合にお いて、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該 価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定し

た価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける<u>第39条の2第9項、</u> <u>第11項および第12項</u>、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

,		, _ , _ ,
第39条の2第9項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条
		の2第1項に規定する宅地評価土
		地(以下「宅地評価土地」という。)
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
l		算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
		算して得た額
第39条の2第11項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土
および第12項第1		地の部分以外の部分の価格に相当
<u>号</u> 、第39条の16第		する額に当該宅地評価土地の部分
1項ならびに付則		の価格の2分の1に相当する額を
第8条第1項		加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
		算して得た額

た価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける<u>第39条の2第10項、</u> <u>第12項および第13項</u>、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

AC CAUCAURIX。		
第39条の2第10項	登録された価格	登録された価格のうち付則第9条
		の2第1項に規定する宅地評価土
		地(以下「宅地評価土地」という。)
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
		算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
		算して得た額
第39条の2第12項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土
および第13項第1		地の部分以外の部分の価格に相当
号、第39条の16第		する額に当該宅地評価土地の部分
1項ならびに付則		の価格の2分の1に相当する額を
第8条第1項		加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地
		の部分以外の部分の価格に相当す
		る額に当該宅地評価土地の部分の
		価格の2分の1に相当する額を加
		算して得た額

(不動産の価格の決定の特例)

(不動産の価格の決定の特例)

第9条の3 <u>第39条の2第9項、第11項もしくは第12項</u>、第39条の16第1項<mark>第9条の3 <u>第39条の2第10項、第12項もしくは第13項</u>、第39条の16第1項</mark>

または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合 において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適 用を受ける土地であるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第 12項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適 用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」と あるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2 第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

|第9条の4から第11条まで 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第11条の2 省略

- |2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上|2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上 場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該| 特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する 年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につ き前項 の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13 項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。) に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を 受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条および 第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を 受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項 の規定は、適用しない。
 - (1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合
 - (2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項 その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると 市町長が認めるとき。

または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合 において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適 用を受ける土地であるときにおける第39条の2第10項、第12項もしくは第 13項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適 用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」と あるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2 第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

第9条の4から第11条まで 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第11条の2 省略

場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年 分の所得税

について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得にて
き同条第1項の規定の適用を受けた
場合
に限り適用する

省略

第11条の2の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

- 2 省略
- の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第3 3条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第3 7条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための 譲渡に該当しないものとみなす。

4 省略

第13条の2の2から第14条の2の4まで 省略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の 特例)

第14条の2の5 省略

|2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以|2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(次 下この条において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第36 項 において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第36 条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に 規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項および第4項において「源泉徴 収選択口座内配当等」という。)につき、第36条の12第2項の規定に基づ き県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の1 2第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号制

省略

第11条の2の2から第13条まで 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

- 2 省略
- 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割 の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第3 3条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第3 7条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8 の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための 譲渡に該当しないものとみなす。
 - 4 省略

第13条の2の2から第14条の2の4まで 省略

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の 特例)

第14条の2の5 省略

条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に 規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項および第4項において「源泉徴 収選択口座内配当等」という。)につき、第36条の12第2項の規定に基づ き県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の1 2第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号お よび第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日)」とする。

3および4 省略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度 分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失 の金額の生じた<u>年の末日の属する年度の翌年度の県民税</u>について上場株式 等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した<u>法第45条の2第1</u> 項の規定による申告書

を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出し

よび第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日)」とする。

3および4 省略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第	第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度
	分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失
	の金額の生じた年分の所得税 について上場株式
	等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した <u>所得税法第2条第</u>
	1項第37号の確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第9項(同法第
	7条の13の2第10項において準用する場合を含む。) において準用する所得
	税法第123条第1項の規定による申告書を含む。第4項において「確定申告
	書」という。) を提出した場合(租税特別措置法第37条の12の2第1項の
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	。)に限り、付則第14条の
	2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の2
	第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該
	上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
2	および3 省略
4	県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等
_) - ケッキ海山中の人を(この下の田中) - トルンケーション・一種の人としょう

に係る譲				,	 .,								•			
のを除く。	,)	14,	∃談_	上场/							領(ノノ土	: し	/ご <u>ゴ</u>	干刀	V) [7]
<u>得税</u>					 につ	いて	確	定申	告	<u> </u>						
														7	を提	出 L

た場合<u>(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)</u>において、その後の<u>年度分の県民税</u>について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているとき

に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の5第4項に規定するところにより、当該納税義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 および 6 省略

第14条の3から第14条の4の2まで 省略

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第14条の5 省略

2および3 省略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日 の属する年度分の条約適用配当等申告書(県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるときは、この限りでない。

	た場合
	において、その後の年分の所得税 につい
	て連続して確定申告書
	を提出しているとき <u>(</u> 租
	税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。)に
	限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第1
	8条の5第4項に規定するところにより、当該納税義務者の付則第14条の2
	の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11
	条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第1項の規
	定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)
	を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等
	に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
5	および6 省略
笞	14条の3から第14条の4の2まで 省略
	(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)
育	14条の5 省略
2	および3 省略
1	前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る
	法第45条の3第1項に規定する確定申告書
	に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき
	に限り、適用する。
٠	

- (1) 法第45条の2第1項の規定による申告書
- (2) 法第45条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告 書に限る。)
- 5 省略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合 (第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の4の規定の 適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしく は付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の 同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの条の規定の適用を 受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことに ついてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項」とする。

第15条から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例) 第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および 第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合 (第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の4の規定の 適用については、同条中「または法第32条第15項」とあるのは、「もしく は付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当 等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る

回条第4項に規定<u>する確定申告書</u>にこの条の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

であつて、

当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第1項の規定および第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課されたとき、または法第32条第15項」とする。

第15条から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例) 第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および 第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
付則第5条の4	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等

の2第1項第1	条第2項から第5項	に係る国税関係法律の臨
		(C休る国代) (C休ん国代) (C休ん国代) (C休ん国代) (C休ん国代) (C休ん国代) (C休ん国代) (C休氏国代) (C休ん国代) (C**)
号	までもしくは第10項	時特例に関する法律第13
	から <u>第17項</u> までもし	条第1項の規定により読
	くは第41条の2	み替えて適用される租税
		特別措置法第41条第2項
		から第5項までもしくは
		第10項から <u>第17項</u> までも
		しくは東日本大震災の被
		災者等に係る国税関係法
		律の臨時特例に関する法
		律第13条第1項の規定に
		より適用される租税特別
		措置法第41条の2
省略		

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条 2 第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から<u>第9項までの規定の</u>

_____適用を受けた場合における付則第5条の4お

よび第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

角略	省	略
----	---	---

付則第5条の4の または阪神・淡路大震、阪神・淡路大震災の被災者 2第1項第1号 災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例 時特例に関する法律第16条 に関する法律第16条第 1項から第3項まで は東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第13条第 3項もしくは第4項もしく

の2第1項第1	条第2項から第5項	に係る国税関係法律の臨
号	までもしくは第10項	時特例に関する法律第13
	から <u>第19項</u> までもし	条第1項の規定により読
	くは第41条の 2	み替えて適用される租税
		特別措置法第41条第2項
		から第5項までもしくは
		第10項から <u>第19項</u> までも
		しくは東日本大震災の被
		災者等に係る国税関係法
		律の臨時特例に関する法
		律第13条第1項の規定に
		より適用される租税特別
		措置法第41条の2
省略		·

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から<u>第4項までもしくは第6項から第10項までの規定の</u>適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

省略

付則第5条の4の または阪神・淡路大震、阪神・淡路大震災の被災者 災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例 に関する法律第16条第 1項から第3項まで は東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第13条第 に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第13条第 3項もしくは第4項もしく は第13条の2第1項から第 9項まで

3 省略

第22条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウ第29条 イルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則 第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」と あるのは、「令和16年度」とする。

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則 第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用に ついては、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和1 7年度 | と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3年」 とあるのは 「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対 する不動産取得税の減額等の特例)

第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当 第30条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当 該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る 契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コ ロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染 する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症を いう。) およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修を して当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の

は第13条の2第1項から第 4項までもしくは第6項か ら第10項まで

3 省略

第22条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) (削除)

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則 第21条第3項の規定の適用に 第5条の4の2第3項および ついては、これらの規定

中「令和3年」

とあるのは、「令和4年」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対 する不動産取得税の減額等の特例)

該耐震基準不適合既存住宅の同条第12項第1号に規定する耐震改修に係る 契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コ ロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染 する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症を いう。) およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修を して当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の 居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1 項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をし て当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の 用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第39条の15の2第 1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取 のは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の 15の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1	1年6月以内、同項	当該土地の上にある耐震
項	第2号	基準不適合既存住宅の耐
		震改修(同条第10項第1号
		に規定する耐震改修をい
		う。以下この項において同
		じ。)の日後6月以内の日
		まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある
		耐震基準不適合既存住宅
		の耐震改修の日後6月以
		内の日まで
省略	•	

居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1 項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をし て当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の 用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第39条の15の2第 1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取 - 得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とある | 得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とある のは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

> 15の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1	1年6月以内、同項	当該土地の上にある耐震
項	第2号	基準不適合既存住宅の耐
		震改修(同条第12項第1号
		に規定する耐震改修をい
		う。以下この項において同
		じ。)の日後6月以内の日
		まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある
		耐震基準不適合既存住宅
		の耐震改修の日後6月以
		内の日まで
省略		

滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和3年滋賀県条例第29号)新旧対照表(付則第12項関係)

旧	新
(滋賀県税条例の一部改正)	(滋賀県税条例の一部改正)
第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改	第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改
正する。	正する。
(省略)	(省略)
第23条の3の2第2項中	第23条の3の2第2項中 <u>「扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者また</u>
「 <u>控除対象扶養親族</u> を除く」を「 <u>年齢16歳未満の</u> 者に限る」	<u>は」を加え、</u> 「 <u>有しない者</u> を除く」を「 <u>有する</u> 者に限る」
に改める。	に改める。
(省略)	(省略)
以下省略	以下省略